

重度心身障がい者、母子家庭等、乳幼児医療制度が変わります!

		平成16年9月30日診療分まで		平成16年10月1日診療分から	
重 度	所得制限	なし		所得制限を導入	
	自己負担額	外来	初診時一部負担金を除く、 保険内診療分は無料	重 度	・4歳未満児または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額12,000円)※3
	入院				・就学前の児童または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額40,200円)※3
母 子	対象者	母子家庭(母は入院のみ)		ひとり親家庭(親は入院のみ)(父子家庭にも範囲拡大)	
	所得制限	なし		所得制限を導入	
	自己負担額	外来	初診時一部負担金を除く、 保険内診療分は無料	ひ と り 親	・4歳未満児または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額12,000円)※3
	入院				・就学前の児童または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額40,200円)※3
乳 幼 児	対象年齢	6歳未満		就学前まで	
	自己負担額	外来	初診時一部負担金を除く、 保険内診療分は無料	乳 幼 児	・4歳未満児または低所得者※1の方→現行どおり ・課税世帯※2のみ1割自己負担導入 (月額上限額12,000円)※3
	入院				現行どおり

- ※1 低所得者 非課税世帯(同一世帯内に市町村民税を課税されている人が一人もいない世帯)の受給者
 ※2 課税世帯 同一世帯内に市町村民税を課税されている人が一人でもいる世帯
 ※3 月額上限額に計上する医療費は健康保険内の診療額であり、保険外診療分、入院時の食事代等の保険外請求分は含みません。

10月1日から、新たに父子家庭の方にも医療助成が拡大になります!

10月1日診療分から、新たに父子家庭の方も助成の対象になります。
 10月から窓口で申請を受け付けますので、該当の方はお申し出ください。

助成内容

- ・4歳未満児または非課税世帯の方の外来 → 保険内診療分から、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)を除き助成します(親は入院のみ)。
- ・就学前の児童または非課税世帯の方の入院 → 保険内診療分から、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)を除き助成します。
- ・4歳以上の課税世帯の方の外来および入院 → 保険内医療費の1割を除き助成します(親は入院のみ)。
 (1割分は自己負担となります。ただし保険内医療費の自己負担限度額が外来12,000円、入院40,200円までとなります)

対象者

石狩市に住民登録があり健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方

- ①父子家庭の父親と18歳までの子
- ②父子家庭の父親と18歳から20歳未満の子(ただし子が就職している場合は非該当になります)
- ③下記の所得限度額以下の方

扶養親族等の人数	所得限度額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円
4人	3,880,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算

○所得額の計算方法

所得額 = 年間収入金額 - 必要経費(給与所得控除額等) + 養育費 - 8万円 - 控除額※

※控除額

障害者控除	27万円
特別障害者控除	40万円
老年者控除	50万円
配偶者特別控除	当該控除額(最高33万円)
雑損・医療費等	当該控除額

申請時の持ち物

- ①健康保険証 ②印鑑 ③平成16年1月1日以降に石狩市に転入された場合は、前住所地の役所で発行された所得課税証明書
- ④本籍地のある役所で発行された戸籍謄本
- ⑤子が18歳から20歳未満の場合は、次のいずれかが必要です。
 - 1) 子が大学等に在学している場合は、在学証明
 - 2) 1) 以外の場合は、父が扶養していることを証する証明書(民生委員の証明書)

■きのこ教室

いしかり森林ボランティア
『クマガラ』主催で、五の沢地
区の山林で、食用と毒性きの
この見分け方を学びます。

日時 10月16日(土) 午前9時～
午後3時(雨天決行)

集合場所 石狩自然の家
費用 千円(保険料等) ※当日
徴収

用意する物 野外活動でできる服
装、雨具、きのこを入れるかご、
小刀・鎌等、昼食、飲物

定員 30人(先着順)

申込期間 10月6日(水)～10日(日)

主催・申込・問合せ いしかり
森林ボランティア「クマガラ」
関さん

TEL・FAX 74・4502(午
後1時～6時受付)

■定期普通救命講習会

「応急手当」は、誰もができ
る簡単な方法で行います。皆
さんの「この人を助けてあげ
たい」という「愛の手」が病氣
やけがをした人の症状を和ら
げ、命を救います。

石狩消防署では、毎月第3

日曜日に普通救命講習会を
実施しています。皆さんで「応急
手当」の方法を覚えましょう。
日時 10月17日(日) 午前9時～

中小企業特別融資制度利子 補給金申請を受け付けます

支払った利息の最大2%が補給さ
れる、「中小企業特別融資制度利子補
給金申請」の受付が10月1日から開
始されます。期日までに提出がない
場合、利子補給金を受けることがで
きなくなりますのでご注意ください！

対 象 平成16年4月1日～9月30日に、
石狩市中小企業特別融資制度の
利用による利息を支払った方
申請受付期間 10月1日(金)～29日(金)
※郵送の場合消印有効
用紙設置場所 商工労働観光課(市役所3階)、
石狩商工会議所、札幌信用金庫
石狩支店、北海信用金庫花川支
店、北門信用金庫石狩支店、北
海道銀行花川支店、北洋銀行花
川支店、北洋銀行花川北支店、
札幌銀行花川支店
提出方法 郵送または持参

問合せ・提出先 商工労働観光課 ☎72-3166

正午
場所 石狩消防署(花川北1
1)

受講料 無料

※受講者には「普通救命講習修
了証」をお渡しします。

※グループ単位(10人程度)で
受講する場合の講師派遣、小
児・乳児を対象にした救命手
当などの講習会も受け付けて
います。

申込・問合せ 石狩消防署警備
課 ☎74・7024

■家庭看護法講習会

「寝たきりにならない・させ
ない高齢者の介護の仕方」、「病
気予防」などの知識と技術を
習得します。

対象 寝たきりの高齢者を抱え
ている家族や、ボランティアと
して在宅高齢者の介護に携わろ
うとする方

日時 11月19日(金) 午前9時30
分～午後3時30分

場所 りんくる

定員 20人(申込多数時抽選)

※受講決定者には後日通知

指導員 日本赤十字社家庭看護
法指導員

受講料 無料

締切 10月12日(火)までに電話
かファックスでお申し込みく
ださい。

申込・問合せ 日赤石狩市地区
事務局

TEL 72・3127
FAX 75・1340

第13回 藤花祭

内容 さとうしげゆき おとのおたくま
佐藤重幸・音尾琢真トークライブ※
石狩鍋販売※、どんぐり広場(子どもも遊べ
ます)、フリーマーケット、模擬店・展示など
盛りだくさんです。 ※10日のみとなります。

日時 10月9日(土)・10日(日) 午前10時～午後5時
場所 藤女子大学花川キャンパス(花川南4-5)

藤花祭実行委員会
問合せ TEL74-3111(内線369) FAX74-8344
toukasai13@hotmail.com

広報いしかり12月号の 10月25日(月)～
会員募集記事掲載申込書の受付期間は 11月5日(金) です。

【記事掲載についての注意点】

- ・広報紙への会員募集記事掲載は、「年1回」です。
- ・掲載希望の場合は、「会員募集記事掲載申込書」に必要事項を記入の
うえ、上記受付期間に市民の声を聴く課窓口を持参、郵送、ファクス、
Eメールのいずれかの方法で提出してください(先着8件まで)。
※申込書は市役所1階市民の声を聴く課窓口・各コミセン・市民館
にあるほか、石狩市ホームページからもダウンロードできます。
※ご不明な点は、市民の声を聴く課(☎72-3153)までご連絡ください。

石狩市の交通事故発生状況

平成16年8月末現在

区分		花川南	花川北	樽川	花咲	新港	緑台	生振	本町	八幡	合計
今年 (平成16年)	発生	50	23	14	13	33	11	9	7	6	166
	死者	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3
	傷者	57	25	16	17	35	13	11	13	7	194
昨年 (平成15年)	発生	56	20	22	6	37	11	15	3	7	177
	死者	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
	傷者	62	21	29	7	47	18	21	3	10	218
増減	発生	-6	3	-8	7	-4	0	-6	4	-1	-11
	死者	0	0	0	0	-2	0	2	0	1	1
	傷者	-5	4	-13	10	-12	-5	-10	10	-3	-24

3つの基本行動「止まる」「見る」「待つ」で事故防止!!

※事故発生後24時間以降に死亡した方に
ついては死者数に含めていません。

市民生活課 ☎72-3191

